

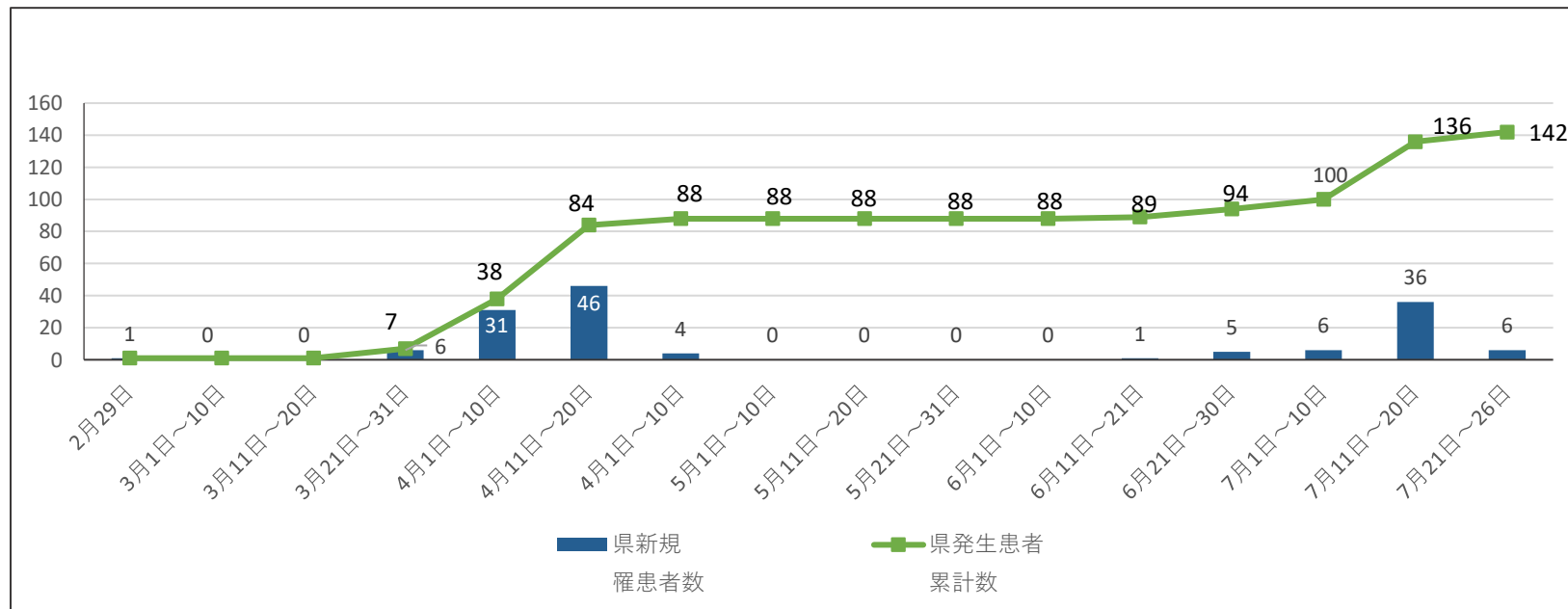
Ⅷ 新型コロナウイルス感染症 関係資料

- 1 県内の発生状況(宮城県ホームページより)
- 2- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響(令和2年4月-6月仙台市調査結果より)
 - (2) 影響の内容(令和2年4月-6月仙台市調査結果より)
 - (3) 今後懸念される影響(令和2年4月-6月仙台市調査結果より)
- 3 新型コロナウイルス関連の倒産状況(宮城/東北/全国)
- 4 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況、「雇用調整助成金」(緊急雇用安定助成金を含む)の申請状況、および新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数について
(令和2年6月29日宮城労働局公表)
- 5 宮城県雇用維持交付金のご案内
- 6 正社員雇用奨励金のご案内(みやぎ正社員雇用対策緊急事)

1 県内の発生状況

宮城県内の新型コロナウイルス罹患者数の推移

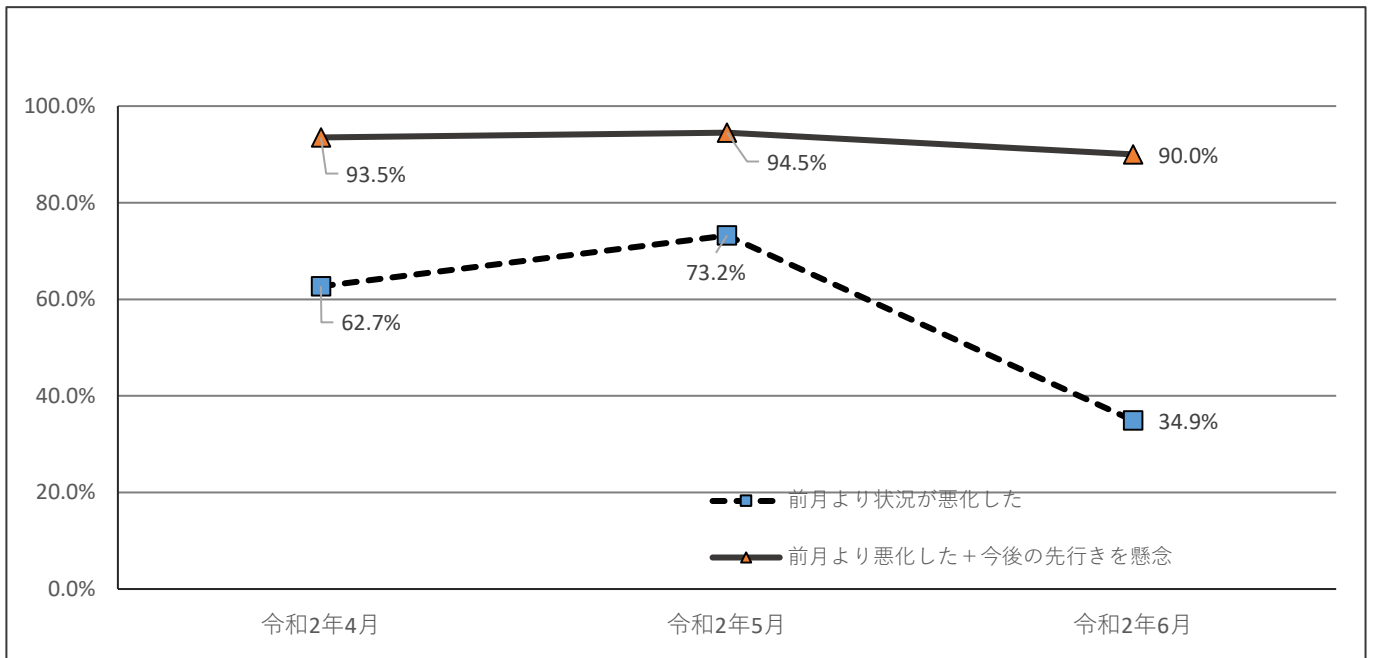
	2月29日	3月1日 ～10日	3月11 日～20	3月21 日～31	4月1日 ～10日	4月11 日～20	4月1日 ～10日	5月1日 ～10日	5月11日 ～20日	5月21日 ～31日	6月1日 ～10日	6月11日 ～21日	6月21日 ～30日	7月1日 ～10日	7月11日 ～20日	7月21日 ～26日
県発生患者 累計数	1	1	1	7	38	84	88	88	88	88	88	89	94	100	136	142
県新規 罹患者数	1	0	0	6	31	46	4	0	0	0	0	1	5	6	36	6
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0



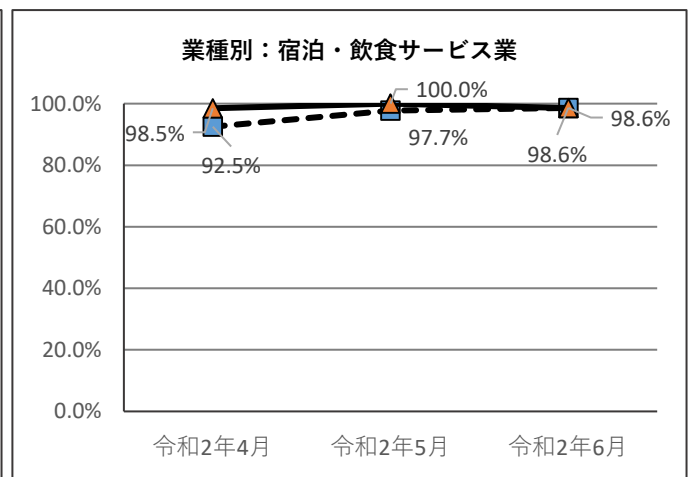
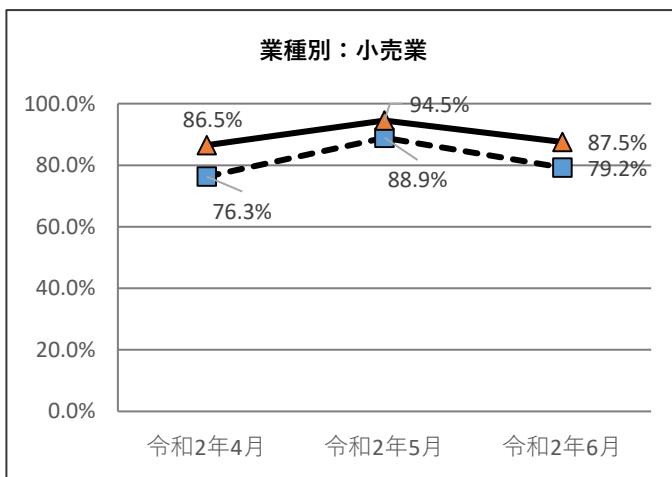
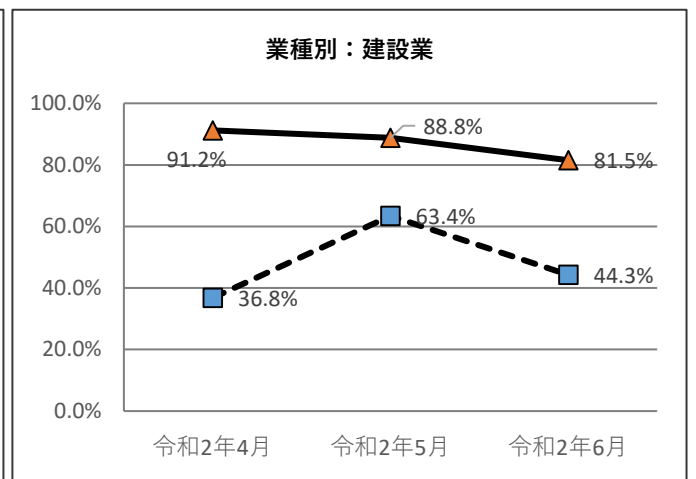
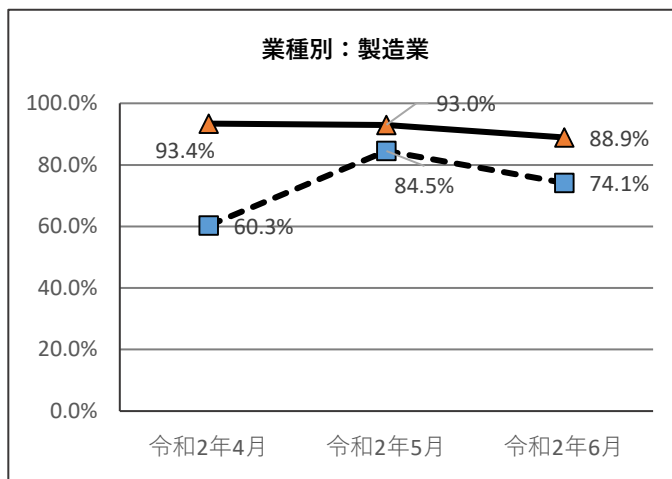
資料出所：宮城県「新型コロナ患者状況一覧表」より作成

2-(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

【全業種・全規模】

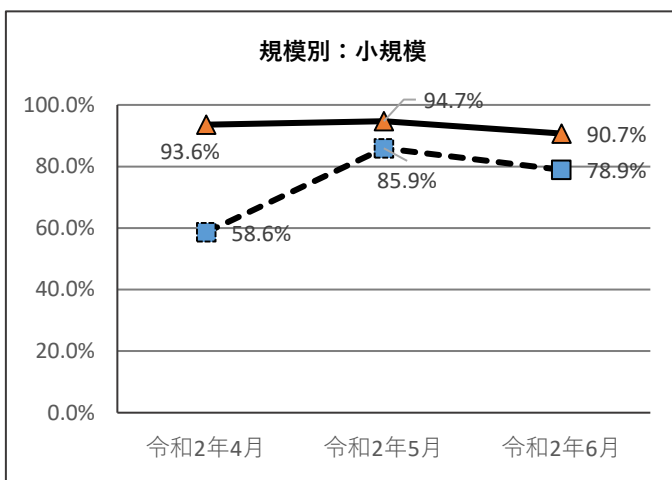
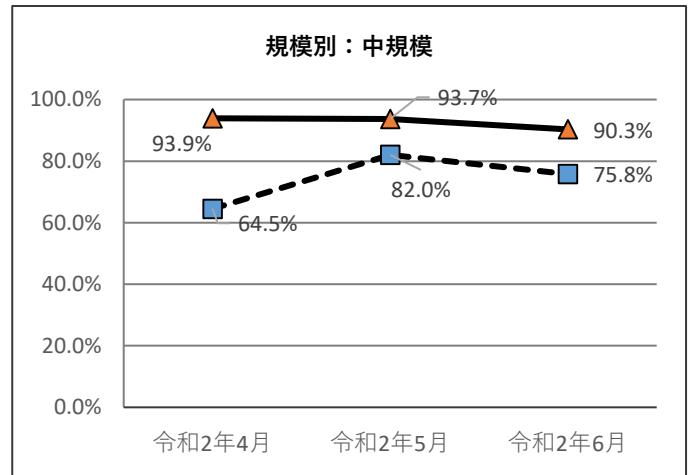
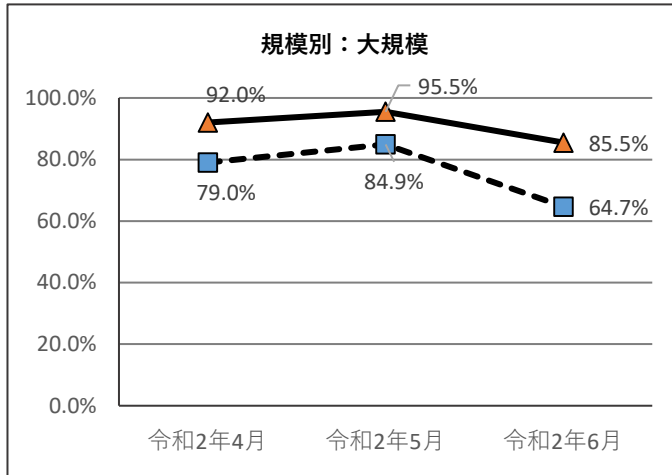


【業種別】



2 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響

【規模別】



資料出所：仙台市

地域経済動向調査・特別設問(令和2年4月)

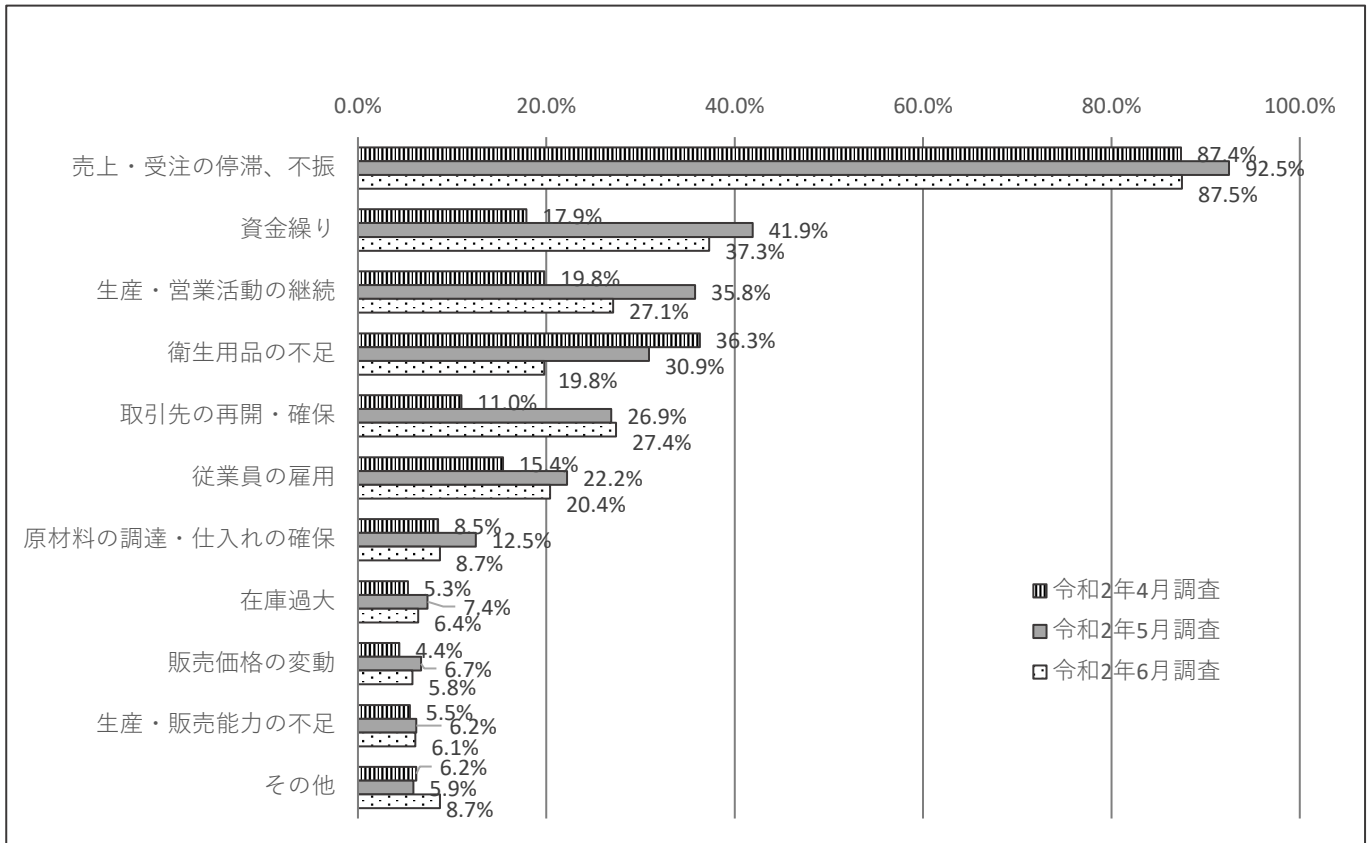
新型コロナウイルス感染症にかかる影響調査(令和2年5, 6月)

注1：調査対象は、仙台市内に所在する事業所

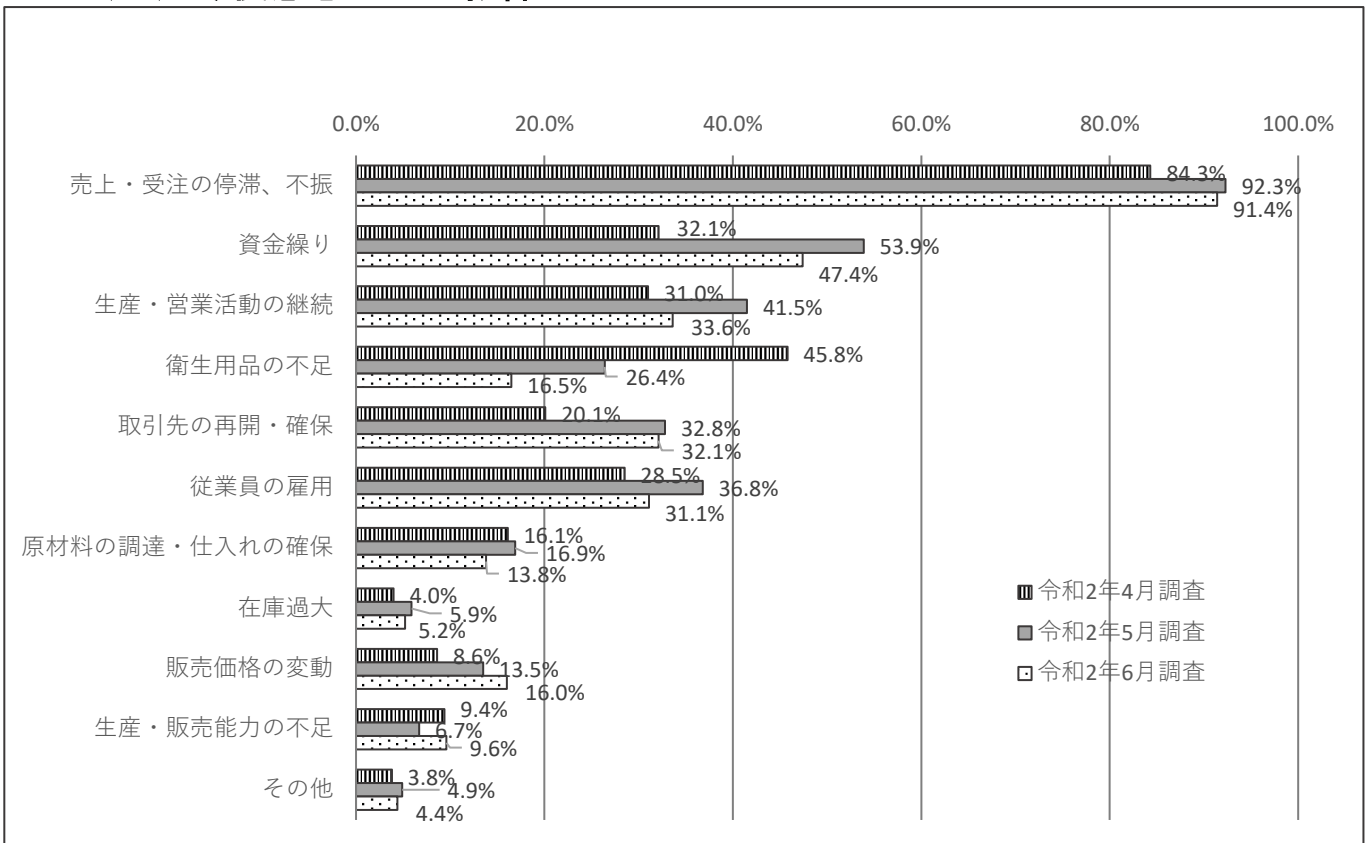
注2：事業所の規模は下表のとおり区分している

	製造業；建設業、運輸業、 不動産業・物品賃貸業	卸売業、サービス業	小売業、宿泊・飲食サービス業
大規模事業所	300人以上	100人以上	50人以上
中規模事業所	20人以上300人未満	5人以上100人未満	5人以上50人未満
小規模事業所	20人未満	5人未満	5人未満

2 - (2) 影響の内容



2 - (3) 今後懸念される影響



資料出所：仙台市

地域経済動向調査・特別設問(令和2年4月)

新型コロナウイルス感染症にかかる影響調査(令和2年5, 6月)

注：調査対象は、仙台市内に所在する事業所

3 新型コロナウイルス関連倒産状況

負債総額 1 千万円以上
(単位：件)

令和 2 年	3 月	4 月	5 月	6 月
宮城	0	3	2	1
東北	1	5	10	14
全国	25	84	83	102

資料出所：東京商工リサーチ「「新型コロナウイルス」関連倒産状況」より作成

注：3月は累計件数、4月～6月は月末の累計件数から前月末累計件数を差し引いた件数を計上

報道関係者 各位

令和2年6月29日(月)

○ (1について) 雇用環境・均等室
室長 佐藤 央子
監理官 小野寺宮人
電話 022(299)8834

○ (2について) 職業安定部 職業対策課
課長 森 洋一
電話 022(299)8062

○ (3について) 職業安定部 職業安定課
課長 立花 真寿
電話 022(299)8061

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況、「雇用調整助成金」(緊急雇用安定助成金を含む)の申請状況、及び新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数について

宮城労働局(局長 毛利 正)は、令和2年2月14日に開設した「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況等について公表いたします。

1 「特別労働相談窓口」の相談状況 (6月25日現在)

①	相談者数	合計	21,546人
		ア 事業主	20,041人 (93.0%)
		イ 労働者	967人 (4.5%)
		ウ 社会保険労務士	309人 (1.4%)
		エ その他	229人 (1.1%)
②	相談内容	合計	21,546件
		ア 雇用調整助成金	19,672件 (91.3%)
		イ 休業	613件 (2.8%)
		ウ 賃金	383件 (1.8%)
		エ 保護者の休暇取得支援(助成金)	187件 (0.9%)
		オ その他	691件 (3.2%)

2 「雇用調整助成金」の申請状況 (6月28日現在)

雇用調整助成金支給申請書受理件数	5,431件
うち支給決定件数	3,552件

3 解雇等見込み労働者数 (6月26日現在)

解雇・雇止め等の予定がある事業所数	61所(3月3所、4月0所、5月14所、6月44所)
解雇等見込み労働者数※	436名(3月14名、4月0名、5月157名、6月265名)

※ 労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

中小企業事業主の皆様へ 宮城県からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策 『宮城県雇用維持交付金』のご案内

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受けた中小企業の事業主の方に、「宮城県雇用維持交付金」を上乗せ助成して、雇用面から事業活動を支援します。

支給対象

宮城県内の事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により労働者に支払った休業手当等について、**国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業の事業主(解雇等を行わない企業※を除く)。**

※解雇等を行わない中小企業については国で10/10を負担します。

支給対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで(緊急対応期間)に実施した休業 (教育訓練によるものも含む)

助成率

事業主が支払った休業手当等と国の日額単価との差額の1/2

※ただし、県と国の補助総額は15,000円または支払った休業手当等を超えない額とする。

支給額イメージ ※支給額総額は、県補助日額に月間休業等延べ日数を乗じた額となります。

(例1) 平均賃金額12,500円・休業手当等支給率100%のケース＝休業手当等額12,500円

国 10,000円(休業手当等額12,500円×4/5)

県 1,250円

企業 1,250円

(例2) 平均賃金額17,000円・休業手当等支給率100%のケース＝休業手当等額17,000円

国 13,600円(休業手当等額17,000円×4/5)

県 1,400円

企業 2,000円

国+県補助総額15,000円

申請について

現在、申請を受け付けております。支給申請書と添付書類を下記へご提出ください。

※裏面のフローチャートで申請可能かご確認いただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」によるご提出にご協力をお願いします。

申請
受付中

詳細や様式のダウンロード

交付金の詳細や申請書については、県ホームページをご覧ください。

宮城県 雇用維持交付金

検索

申請受付・お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班 『雇用維持交付金担当』

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル2階

TEL 022-797-4026

FAX 022-211-0973

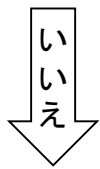
〈受付時間〉 平日(12月29日～1月3日を除く) 8時30分から17時15分まで

裏面のフローチャートで申請可能か確認

宮城県雇用維持交付金に申請可能か確認するための フローチャート

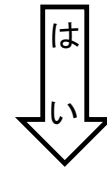
〔スタート〕 Q1 国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受けましたか？

雇用調整助成金等の支給決定内容につきましては、管轄の労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

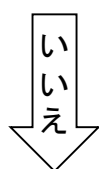


交付金対象外

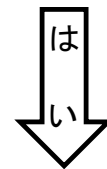
休業等を実施した場合は、雇用調整助成金等の手続きについて、まずは国にご確認ください。



Q2 雇用調整助成金等の支給決定通知は、宮城労働局から受けたものですか？



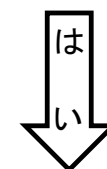
交付金対象外



Q3 事業主は中小企業(※1)に該当しますか？



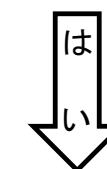
交付金対象外



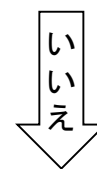
Q4 雇用調整助成金等の支給対象となる休業は、R2. 4. 1～R2. 9. 30(緊急対応期間)に行ったものですか？



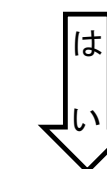
交付金対象外



Q5 雇用調整助成金等の助成率は4/5(※2)ですか？



交付金対象外



交付金対象の可能性有り

※1

中小企業とは次に該当する企業を言います。

○小売業(飲食店を含む)

資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

○サービス業

資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

○卸売業

資本金1億円以下又は従業員100人以下

○その他の業種

資本金3億円以下又は従業員300人以下

※2

『助成率が4/5であるかどうか』は、お手元の雇用調整助成金等の助成額算定書でご確認ください。

なお、雇用調整助成金等の助成率が10/10で計算されている場合は、宮城県雇用維持交付金の助成対象外となります。

県雇用対策課ホームページで詳細や申請書類をご覧のうえ、表面の受付先に申請書類のご提出をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

正社員雇用奨励金のご案内

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の早期再就職を促進するため、「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を創設しました。

非自発的失業者1人雇用につき

中小企業等の事業主

正社員雇用奨励金：45万円
(それ以外の事業主は20万円)



※中小企業等の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定にする者及び事業を行う個人その他これに準ずる団体。
※雇用期間の定めのない雇用契約、いわゆる正社員の雇用（週30時間以上勤務）に限ります。

1 奨励金を受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(11)までのいずれにも該当することが必要です。	チェック欄
(1) 対象者を雇用期間の定めのない労働者として、令和2年4月1日から令和2年12月末日までの間に、新たに県内の事業所に雇い入れた事業主であること。	
(2) 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。	
(3) 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険等）に加入していること。	
(4) 対象者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること）。	
(5) 対象者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主であること。	
(6) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていない事業主であること。	
(7) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。	
(8) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次の①から⑥の各種助成金等の支給を受けていないこと。 ①労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） ②労働移動支援助成金（再就職コース） ③特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース） ④特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース） ⑤トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） ⑥その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等	
(9) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。	
(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと。	
(11) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等奨励金の支給が適当でない認められる事業主でないこと。	

2 対象者

対象者とは、宮城県内の事業所に勤務していた方又は県内に居住し県内事業所への採用が決定していた方で、次の（１）から（４）のいずれにも該当する方です。	チェック欄
(1) 以下の理由により離職又は採用内定を取り消された方。 ①令和2年3月11日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職（事業所の倒産・廃止、事業主からの働きかけによる解雇・退職勧奨等、雇い止め等の理由による）した方 ②令和2年3月11日以降に、新型コロナウイルスの影響により内定を取り消された方 ③その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主都合で離職した方	
(2) 雇い入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣、請負の関係により当該雇い入れ事業主において就労したことがない者方	
(3) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがない方	
(4) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない方	
(5) 対象者が、雇い入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない方	
(6) 雇入日において県内に居住する者又は県内の事業所で勤務する方	
(7) 非自発的失業者の場合、雇用保険被保険者離職票の離職理由が、次のイから二のいずれかに該当する方。 イ 解雇（天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇又は被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇以外） ロ 特定雇止めによる離職 ハ 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 ニ 事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職	

3 支給申請手続き

奨励金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた日から1か月を経過する日から令和3年2月26日までに、次の書類を県経済商工観光部雇用対策課に提出（郵送可）することが必要です。

- (1) 正社員雇用奨励金支給申請書（別記様式第1号）
- (2) 対象労働者に係る雇用契約書の写し
- (3) 対象労働者名簿の写し
- (4) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等が分かる書類の写し（賃金台帳（1か月分）、出勤簿（1か月分））
- (5) 公共職業安定所長が発行する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (6) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
- (7) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し
- (8) 対象労働者の離職票の写し又は内定取消通知書の写し
- (9) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書
- (10) 申立書（別記様式第2号）
- (11) その他、知事が必要と認める書類

■宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページから申請書様式をダウンロードできます。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/seishainnkoyou.html>



4 奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給が取り消され、全額を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽、その他不正な理由により奨励金を受給したとき。
- (2) 支給要件に違反していることが判明したとき。

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2771
FAX 022-211-2769
E-mail: koyour@pref.miyagi.lg.jp

